

介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修

(特定の者対象・第3号追加研修)

既に認定特定行為業務従業者(経過措置)登録を済ませている方、若しくは3号基本研修修了証をお持ちの方が、新たな方、若しくは行為に対しての追加申請を行うための追加研修です。主に在宅等で特定の個人に対して、たんの吸引・経管栄養等を実施する介護職員等を対象にしています。3号研修の基本研修を一度受けた方は実地と書類のみで申請できますが、追加内容のフォローアップ(講習・演習)をご希望の際はその旨お申し出下さい。

<受講対象者>

受講予定者が所属している介護派遣事業所等が「登録特定行為事業者」の登録をしている、もしくは申請中・申請予定であり、受講予定者が既に3号研修(若しくは経過措置)の修了証(「基本のみ」も含む)をお持ちの方

<受講申込みから認定までのながれ>

1. 受講申込み前に、特定行為を行なう対象者に係る訪問看護事業所等に、実地研修の依頼を済ませておく。
(実地研修の受け入れが困難な場合はご相談ください。)
なお、実地研修に伴う費用負担(指導者謝礼、保険など)、研修日程の調整等は各事業所でお願いします。
2. 受講申込み 初めてお申込みされる事業所の方はご一報ください。既に追加申込みをされた事のある事業所の方は書類の提出のみで構いません。受講予定者が受講の対象かどうかご不明な場合は先にご確認くださいますようお願いいたします。
3. 実地研修受講必要書類をHPよりダウンロードする。ご連絡いただければ郵送FAX等でお送りする事も可能です。(フォローアップが必要な方は、フォローアップ講習受講の際にお渡しします)
4. 3.の書類を持参の上、実地研修受講⇒評価を受ける⇒実地研修終了
5. 実地研修終了の旨、受講生の所属事業所より当研修機関へ連絡
(申込書、実地終了通知、評価票を当研修機関へ提出いただく事で連絡とします)
6. 当研修機関より、受講生もしくは所属事業所へ「研修終了証」を送付

7. 研修終了証を元に所属事業所から受講生の住民票のある都道府県へ申請

8. 都道府県から「たんの吸引等認定特定行為業務従業者認定証」が届く

*なお、実際の業務に入る事ができるのは実地研修終了日から可能

<手数料>

1,500 円 (研修終了証発行等事務手数料)

<お申込み・お問い合わせ>

NPO 法人 自立生活センター STEP えどがわ

喀痰吸引等研修機関 平成24年12月1日 登録 132000008

〒133-0065 東京都江戸川区南篠崎町 3-9-7-1F
TEL 03-3676-7422 FAX 03-3676-7425 <http://www.step-edogawa.com/>

担当：市川・大瀧